

男女共同参画基本計画書の構成(現段階の策定想定)

はじめに 町長あいさつ

目次

第1章 計画の基本的な考え方

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会」と男女共同参画社会基本法に規定されています。

計画策定の趣旨

少子高齢化による人口減少の到来、就業を取り巻く環境の変化、価値観やライフスタイルの多様な社会が変化する中で、これらの変化に対応し、社会の活力を維持していくためには男女共同参画社会の実現は重要であります。しかし、現状、政策・方針など意思決定の場への参画や労働分野での女性の登用は伸び悩み、家庭や企業での取組では改善する場面もあるものの、固定的な役割分担意識は、未だ根強く残っています。男女共同参画社会づくりの取組みを総合的かつ計画的に推進するため、大河原町男女共同参画基本計画を策定し、全県的に男女共同参画の意識付けの推進を図っていくものです。

計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項⇒市町村男女共同参画計画
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項⇒市町村推進計画
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項⇒市町村基本計画
- ・長期総合計画との整合を図るもの

計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

計画の基本理念

すべての人の人権が尊重され、共に支え合いながら、性別に関係なく多様な生き方を選択でき、地域社会、家庭、学校、職場などあらゆる場でその能力を発揮し、心豊かに共に生きることができるまちになることを目指すため、以下メインテーマを設定します。

例……認め合い、支え合い、活かし合う男女共生のまち

計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 大河原町の現状

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

第4章 計画の推進

計画の体系

本町における男女共同参画社会の実現に向けた施策をより分かりやすくするため、地域社会、家庭生活、学校教育(保育)、職場、防災の分野に分け、これらの分野ごとに現状及び課題を分析し、目指すべき目標を掲げ、具体的な施策を示します。

基本目標1 地域社会における男女共同参画の実現

- 1 政策・方針決定過程への女性参画の推進
- 2 男女共同参画社会に関する普及啓発
- 3 あらゆるハラスメントの根絶
- 4 地域活動における男女共同参画の促進

基本目標2 家庭生活における男女共同参画の実現

- 1 共に築く家庭生活のための意識啓発
- 2 育児及び介護に関する社会的支援の充実
- 3 心と体の健康づくりへの家庭支援

基本目標3 学校教育(幼児教育)における男女共同参画の促進

- 1 男女共同参画教育の理解促進
- 2 キャリア教育の推進
- 3 心と体の健康づくりへの教育支援

基本目標4 職場における男女共同参画の実現

- 1 職場における女性参画の促進
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 農林業、自営業における女性の積極的経営参画の促進

基本目標5 防災における男女共同参画の推進

- 1 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画推進
- 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災の推進

SDGs(持続可能な開発目標)の実現を目指して

第2章 大河原町の現状

○人口の推移

- ・年齢階級別人口の推移
- ・自然動態及び社会動態の推移
- ・出生率(少子化)

○家族形態とライフスタイル

- ・世帯数、一世帯あたりの平均人員の推移
- ・県内の平均初婚年齢の推移
- ・未婚率の推移

○就業形態

- ・女性の就業率の推移
- ・年齢階層別就職率
- ・女性の年齢別就業率及び就業者数

○多様な分野への男女共同参画の現状

- ・各種審議会等の女性委員の割合
- ・町議会議員における女性議員の割合
- ・行政区長における女性区長の割合
- ・役場における女性管理職の割合 など

○男女共同参画社会推進状況

- ・県内の男女共同参画社会推進状況

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標1 地域社会における男女共同参画の実現

- 1 政策・方針決定過程への女性参画の推進
 - ① 審議会等委員及び本町職員の管理職への女性登用の推進
 - ② 女性の参画・登用に関する事業者、団体等に対する働きかけ・情報提供
 - ③ 女性リーダーの育成
- 2 男女共同参画社会に関する普及啓発
 - ① 男女共同参画に関する普及啓発
 - ② 本町職員等の男女共同参画に関する理解の推進
 - ③ 人権及び男女共同参画に関する相談体制の推進及び関係機関との連携強化
- 3 あらゆるハラスメントの根絶
 - ① あらゆるハラスメントを根絶し、発生を防ぐための意識啓発

- ② 性犯罪など被害者等の相談対応及び関係機関との連携強化
- 4 地域活動における男女共同参画の促進
 - ① 地域活動への参画促進と支援及び情報提供

基本目標2 家庭生活における男女共同参画の実現

- 1 共に築く家庭生活のための意識啓発
 - ① 互いに支え合う家庭生活に関する意識啓発
 - ② 男女が協力し、責任を担っていくための情報及び学習機会の提供
- 2 育児及び介護に関する社会的支援の充実
 - ① 多様な子育て支援の充実及び支援体制の整備
 - ② 介護を地域で支える制度及び相談・支援体制の整備
- 3 心と体の健康づくりへの家庭支援
 - ① 生涯を通じた健康の保持・増進の支援及び相談体制の充実
 - ② 妊娠・出産期における母子の健康の確保の推進
 - ③ 「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着

基本目標3 学校教育(幼児教育)における男女共同参画の促進

- 1 男女共同参画教育の理解促進
 - ① 人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した学習及び相談体制の充実
 - ② 教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進
- 2 キャリア教育の推進
 - ① キャリア形成のための支援
- 3 心と体の健康づくりへの教育支援
 - ① 児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実

基本目標4 職場における男女共同参画の実現

- 1 職場における女性参画の促進
 - ① ポジティブ・アクション(女性の参画を促進する取組)の普及啓発
 - ② 労働相談・情報提供体制の充実
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ① 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発
 - ② 仕事と家庭の両立を支える各種支援制度の普及促進
 - ③ 育児・介護休業制度の普及啓発及び育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりの促進
- 3 農林業、自営業における女性の積極的経営参画の促進
 - ① 女性の経営参画を促進するための意識啓発及び支援
 - ② 家族経営協定の普及・促進及び労働条件に関する意識啓発

基本目標5 防災における男女共同参画の推進

- 1 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画推進
 - ① 防災会議等へ女性登用の促進
 - ② 防災関係機関・団体との連携及び取組の強化
- 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災の推進
 - ① 防災意識の普及啓発

第4章 計画の推進

○計画の推進体制

- ・男女共同参画推進本部の設置
- ・男女共同参画推進審議会の設置
- ・町民及び諸団体等の連携
- ・国・県等との連携
- ・計画の進行管理

○計画の目標指標

- ・男女共同参画基本計画の目標値

参考資料

- ・計画策定の経過
- ・事業者等アンケート結果
- ・男女共同参画推進審議会 委員名簿
- ・男女共同参画推進基本計画諮問
- ・男女共同参画推進基本計画答申
- ・大河原町男女共同参画推進審議会条例
- ・大河原町男女共同参画推進本部設置要綱 など